

令和5年第12回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和5年10月13日(金) 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 庁舎6階 6-1大会議室

出席委員

西垣 隆 ・ 岩佐 哲司 ・ 江崎 美咲 ・ 藤吉 理功  
林 明 ・ 林 安廣 ・ 山中 敏彰 ・ 酒井 勉  
河田 均 ・ 松野 芳正 ・ 清水 健吉 ・ 館林 朋子  
永田 俊幸 ・ 野々村 貢

議長

栗本 恒雄

農地利用  
最適化推  
進委員

伊藤 一仁 ・ 塩谷 芳美 ・ 大野 政司 ・ 小川 正美  
加藤 一夫 ・ 加納 康男 ・ 窪田 博 ・ 栞原 修司  
神山 肇 ・ 小林 英彦 ・ 近藤 敏弘 ・ 高橋 正男  
田中 光弘 ・ 玉田 昇三 ・ 戸崎 和美 ・ 野水 千尋  
平手 金治 ・ 本田 忠男 ・ 松岡 静典 ・ 宮部 辰男  
村瀬 東三 ・ 森瀬 秀雄 ・ 柳原 芳靖

事務局

事務局長	三嶋 克之	主幹	多田 有里
副主幹	佐藤 智香	主査	小木曾高志
主査	中村 修	副主査	池場 由佳
主任	三輪 幸	主任主事	井上 靖之
主任主事	小野寺亜実	主事	桂川 裕貴

関係者

経済部農林課 係長 伊藤 聖  
経済部農林課 主査 小坂 百香

議 事

- 議案第 51 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について
- 議案第 52 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 53 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可を要する農地の買受適格証明願の審議について
- 議案第 54 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 55 号 租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について
- 議案第 56 号 農地利用集積計画の決定について
- 議案第 57 号 農地利用集積等促進計画案に関する意見決定について
- 報告第 30 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について
- 報告第 31 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第 32 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について

議 長

それでは、令和5年第12回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。  
ただいまの出席委員は、19名中15名で過半数に達しておりますので、  
本会議は成立することを報告いたします。

議案に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたい  
と思います。

それでは、議席番号9番林安廣委員、議席番号10番山中敏彰委員の両委  
員、よろしくお願ひいたします。

なお、農地利用最適化推進委員の皆様方も意見や質問がありましたら御  
遠慮なく御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第51号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、  
今回の申請は、所有権の移転7件、以上を議題といたします。事務局の説明  
を求めます。

多田主幹

それでは、議案第51号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設  
定する場合の許可申請です。

3条申請受人には、権利取得後の農地の効率的な利用を誓約する営農計画  
書の提出を求め、農地の権利取得に必要な全部利用効率要件、農作業常時従  
事要件、地域との調和要件について確認しております。

今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準に  
抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いします。

1番、常磐地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

2番、北長森地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。

計665平方メートルの畑を譲渡人から譲り受け、バショウ、レモングラ  
ス、を栽培するものです。

3番、岩野田地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

3ページをお願いします。

4番、5番、6番の三輪地区の申請は、いずれも農業経営を拡大するた  
めの所有権移転です。

7番、網代地区の申請は、社会福祉事業として施設入居者の体験農場とす  
るための所有権移転です。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 51 号について事務局から説明がありました。  
各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明いただきます。

それでは、1 番、常磐地区は、河田均委員、お願いします。

河田委員

1 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

申請地では、柿を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども承知され、耕作する他の農地も適正に管理されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、2 番、北長森地区は、林明委員、お願いします。

林(明)委員

2 番の申請は、農業経営を開始する受人へ、農地を譲り渡すものです。

受人のお名前を読んでいただきますと分かりますように、外国の方で、フィリピン国籍、農業の資格としての条件はクリアされているとのこと。初めて土岐市から長森の土地に来て畑を購入されるものですので、9 月 28 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、地元の農政推進委員さんも含めて現地立会いを行いました。

受人は地元の取り決めを全然分かっておられませんので、地元の農政推進委員さんがこの土地の取り決めを文書にして、相手に了解を得たものでございます。先ほどお話にもありましたように、畑ではバショウ、ジャパニーズバナナだそうで、フィリピンではもち米をバショウの葉で包んで蒸した料理などに使用されるそうです。その容器となるような葉を作られると聞いております。

なお、受人は適正に耕作するとの意向を確認しましたので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、3 番、岩野田地区は、酒井勉委員、お願いします。

酒井委員

3 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

申請地では、筍を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども承知され、耕作する他の農地も適正に管理されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。  
続きまして、4番から6番、三輪山県地区は、事務局から説明いたします。

多田主幹

4番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。  
申請地では、引き続き水稻を栽培される予定です。  
受人は、地域の取り決めなども承知され、耕作する他の農地も適正に管理されておりますので、許可は問題ないとのことです。  
5番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。  
申請地では、イチジクなど果樹を栽培される予定です。  
受人は、地域の取り決めなども承知され、耕作する他の農地も適正に管理されておりますので、許可は問題ないとのことです。  
6番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。  
申請地では、水稻を栽培される予定です。  
受人は、地域の取り決めなども承知され、耕作する他の農地も適正に管理されておりますので、許可は問題ないとのことです。

議 長

ありがとうございました。  
続きまして、7番、網代地区は、松野芳正委員、お願いします。

松野委員

7番の申請は、社会福祉事業を営む受人へ、田を譲り渡すものです。  
9月26日に、農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び転用事業者と共に現地立会いを行いました。  
申請地では、農福連携を目指す受け人が入居者である高齢者の健康増進のため、野菜等を栽培される予定です。  
受け人は、近隣で社会福祉事業を営んでおり、地元の取り決めなどを守り、農地、水路について、影響がないように耕作を適正に行う旨を確認いたしましたので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。  
議案第51号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

議 長

発言もないようなので、採決に入ります。  
議案第51号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第 52 号農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について、1 件、以上を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

多田主幹

それでは、議案第 52 号について説明いたします。  
市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。

5 ページの総括表をご覧ください。

今回は、1 件、470.00 平方メートルです。

6 ページをお願いします。

1 番、南長森地区の申請は、貸駐車場に転用するものです。

申請地は、おおむね 300m 以内に鉄道の駅があるため、第 3 種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第 52 号について説明を受けました。

議案第 52 号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

議長

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第 52 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第 53 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可を要する農地の買受適格証明願の審議について、今回の出願は、1 件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田主幹

それでは、議案第 53 号について説明いたします。

7 ページをお願いします。

今回出願がありました農地につきましては、過去に非農地証明を出してありますが、それから地目変更されておらず農地のままとっております。

よってこの物件は農地でありますので、入札に参加するには、民事執行規則第 33 条により、農業委員会から買受適格があることの証明書の交付を受けることが必要です。

また、入札の結果、当該証明書の交付を受けた者が、その農地の買受人となり、農地法第 5 条の許可申請がされた場合、証明書の交付時と事情が異なっていると認められる場合を除き、許可するものとして併せて提案しておりますので、買受適格証明の発行にあたり、農地法第 5 条の不許可基準に抵触しないことが要件となります。

今回は 1 件提出されています。

8 ページをお願いいたします。

1 番、常磐地区の申請は、所有権の移転により住宅敷地に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超えているため、第 3 種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 53 号について説明を受けました。

議案第 53 号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第 53 号について、賛成の方は挙手願います。

**【全員挙手】**

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 54 号農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転 3 件、賃貸借による権利の設定 1 件、使用貸借による権利の設定 1 件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

それでは、議案第 54 号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

10 ページの総括表をご覧ください。

今回は、計 5 件、3,518.00 平方メートルです。

11 ページをご覧ください。

1 番、黒野地区の申請は、使用貸借により、農家住宅に転用するものです。

申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断します。

第 1 種農地ではありますが、転用目的が住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住するものの日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

2 番、茜部地区の申請は、所有権移転により、管工事業資材置場に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超えているため、第 3 種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

3 番、岩地区の申請は、所有権移転により、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね 500 メートル以内に 2 以上の教育施設があるため、第 3 種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

4 番、芥見地区の申請は、賃貸借により土木工事業資材置場に一時転用するものです。

申請地は、市が定める農業振興地域整備計画において農用地として利用すべき土地として定められた区域内の農地です。

農振農用地ではありますが、水道業資材置場として一時的な利用に供するために行うものであるため、許可し得るものです。

この申請は、1,000 平方メートルを超える大規模転用になりますので、63 ページに位置図を付けてご置きます。

転用される場所は、藍川北中学校から北西へ約 1,000m ほどの農地です。

よって許可し得るものです。



5番、柳津地区の申請は、所有権移転により、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第54号について説明を受けました。

4番、芥見地区の申請については、現地調査を行いました。

それでは、4番、芥見地区の申請について、清水健吉委員、お願いします。

清水委員

4番の申請は、道路工事の資材置場のために一時転用するものです。

9月22日に、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び使用借人と共に現地立会いを行いました。

立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないよう管理することを確認しており、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

議案第54号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

発言もないようなので、採決に入ります。

議案第54号について、賛成の方は挙手願います。

#### 【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第55号租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は1件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

多田主幹

それでは、議案第55号について説明いたします。

13ページをお願いします。

今回は、1件提出されており、明細は14ページの表のとおりです。

特例適用農地面積は、2,823 平方メートルとなっております。

証明願の内容審査は、遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか、事務局において十分調査し、提案しております。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 55 号について説明を受けました。

議案第 55 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

発言もないようですので採決に入ります。

議案第 55 号について、賛成の方は挙手願います。

#### 【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして議案第 56 号農地利用集積計画の決定について令和 5 年 9 月 21 日付け、岐阜市経農第 868 号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。

関係部局の説明を求めます。

伊藤係長

それでは、議案第 56 号について、説明いたします。

15 ページをお願いします。

今回の農用地利用集積計画の件数は賃貸借が 7 件、使用貸借が 51 件、所有権移転が 3 件です。

各設定内容の詳細につきましては、16 ページから 22 ページまでに設定する権利の期間、貸借の形態、賃料の有無により分けて記載しております。

本計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件に、それぞれ該当しているものとして判断しております。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 56 号について説明を受けました。

議案第 56 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

発言もないようですので採決に入ります。  
議案第 56 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして議案第 57 号農用地利用集積等促進計画案に関する意見決定について令和 5 年 9 月 21 日付け、岐阜市経農第 867 号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。  
関係部局の説明を求めます。

伊藤係長

それでは、議案第 57 号について、説明いたします。  
23 ページをお願いします。  
今回、農用地利用集積等促進計画の件数は使用貸借が 404 件、受け手を変更する使用貸借の件数が 104 件あります。  
各設定の内容の詳細につきましては、24 ページから 41 ページに記載しております。  
以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 57 号について説明を受けました。  
議案第 57 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

発言もないようですので採決に入ります。  
議案第 57 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

議案につきましては、以上でございます。  
続きまして、報告に移ります。  
報告第 30 号から第 32 号について、事務局の説明を求めます。

多田主幹

それでは、報告第 30 号農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について、説明いたします。許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

43 ページをお願いします。

届出は、23 件、合計 72,727.40 平方メートルです。

続きまして、報告第 31 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について、説明いたします。

45 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第 4 条届出の総括表となります。

届出は、9 件、合計 3,799.91 平方メートルです。

明細は、46 ページから 47 ページです。

続きまして、報告第 32 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について、説明いたします。

49 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第 5 条届出の総括表となっております。

届出は、56 件、合計 24,755.14 平方メートルです。

明細は、50 ページから 62 ページです。

農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和 5 年 9 月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。

以上でございます。

議長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

それでは、以上を持ちまして、本日の会議を終了いたします。

ありがとうございました。

議長は、本日の会議終了につき午後 3 時 33 分閉会を宣す。